

平成31年 第62回定例会

# 坂井地区広域連合議会会議録

平成31年2月8日開会

平成31年2月8日閉会

坂井地区広域連合議会



平成31年 第62回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（平成31年2月8日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長召集挨拶	4
○開議の宣告	5
○諸般の報告	5
○広域連合長の行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○議案第1号から議案第8号の一括上程、提案理由の説明	7
○一般質問（12番 川畑孝治議員）	11
○一般質問（1番 堀田あけみ議員）	13
○一般質問（3番 渡辺竜彦議員）	18
○一般質問（15番 畑野麻美子議員）	22
○一般質問（14番 永井純一議員）	25
○議案第1号から議案第8号の質疑、討論、採決	29
○閉議の宣告	33
○広域連合長閉会挨拶	33
○閉会の宣告	33
○署名議員	34

1 第62回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

平成31年2月8日

午後2時55分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長召集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告
- 行政報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第2号))
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算  
(第2号))
- 日程第7 議案第3号 平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第8 議案第4号 平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予  
算(第2号)
- 日程第9 議案第5号 平成31年度坂井地区広域連合一般会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成31年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成31年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 坂井地区広域連合行政手続条例の制定について

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 堀田 あけみ	2番 山田 秀樹	3番 渡辺 竜彦
4番 室谷 陽一郎	5番 南川 直人	6番 戸板 進
7番 仁佐 一三	8番 吉川 貞明	9番 佐藤 寛治
10番 毛利 純雄	11番 東野 栄治	12番 川畑 孝治
13番 吉田 太一	14番 永井 純一	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	18番 卯目 ひろみ

3 欠席議員（0名）

なし

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 佐々木 康男	副広域連合長 坂本 憲男
事務局長 岡 弘和	事務局次長 出島 瑞恵
総務課参事 長谷川 浩幸	

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 熊谷 晃	議会事務局書記 矢崎 良
--------------	--------------

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（吉田太一）　ただいまから、第62回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。  
（午後2時55分）

◇広域連合長召集挨拶◇

○議長（吉田太一）　開会にあたり、広域連合長の召集の挨拶を許します。広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男）　本日ここに、第62回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

　本日は、公私共にご多忙のところ、ご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。また、議員各位におかれましては、平成31年の新年をつつがなくお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

　さて、昨年2月8日に広域連合長を拝命してから早1年が過ぎ、介護保険事業においても、今年度から第7期事業計画がスタートし、滞りなく進めているところです。今後さらに高齢化が加速する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組み等がますます重要になってくるものと考えております。今後とも、坂井地区の皆様が、この地域で安心して暮らし続けることができるよう努めてまいりますので、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

　ご案内のとおり、本定例会は、平成30年度補正予算及び平成31年度当初予算に関するもの7議案、条例の制定に関するもの1議案、計8議案の審議をお願いするものです。各議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何卒、慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

◇開議の宣告◇

○議長（吉田太一） 本日の出席議員数は18名であります。よって会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（吉田太一） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。熊谷議会事務局参事。

○議会事務局参事（熊谷晃） 諸般の報告をいたします。本定例会の付議事件は、広域連合長提出議案8件であります。次に、地方自治法第121条の規定により議長から出席を求めたものは、広域連合長以下5名であります。以上でございます。

◇広域連合長の行政報告◇

○議長（吉田太一） 広域連合長の行政報告を求めます。広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） それでは、総務課と介護保険課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

総務課所管について、平成30年8月から12月までの5ヶ月間における事業報告を申し上げます。まず、さかいクリーンセンターの事業について申し上げます。受入状況は、生し尿が1,009キロリットル、浄化槽汚泥等が3,604キロリットル、合計4,613キロリットルで、前年同期と比較しますと、5.6%の減少となりました。また、肥料の配布状況につきましては、肥料の出荷量は30.4%減り494袋となりました。受入量の減少により年間の生産量は減少しておりますが、需要期には袋詰め肥料の生産量を増やすことで対応いたしております。なお、施設の運転管理および維持管理の状況につきましては、毎月モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認しております。次に、代官山斎苑の利用状況について申し上げます。あわら市で123件、坂井市三国町で92件、管外で6件の、合計221件となっており、前年同期と比較しますと、

22件9%の減少となりました。また、霊柩車の利用状況は、あわら市で110件、坂井市三国町で91件の、合計201件で前年同期と比較しますと、15件6.9%の減少となりました。代官山斎苑での待合室の活用については、小さなお葬式や、収骨待ちでの食事などに利用してもらえるよう、その内容について、ホームページや広報誌へ掲載しております。また、パンフレットを作製し、市役所の窓口や葬儀業者に配布して周知を図っているところであります。今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。

次に、介護保険課所管の主な事業についてご報告申し上げます。まず、要介護認定事務について申し上げます。第1号被保険者の要支援も含めた要介護認定者数は、12月末現在で前年同期と比較しますと、5,746人1.35%の増となっており、全高齢者の16.73%を占めております。次に、保険給付の状況について申し上げます。今年度12月審査分までの給付実績は、77億1,947万円で前年同時期と比較しますと1億8,728万円、2.49%の増となっております。これは、平成30年度からの報酬のプラス改定や施設入所サービス給付費の伸びによるものであります。今年度の執行率は約99%を見込んでおります。次に、介護給付適正化事業について申し上げます。介護サービスの適正化を通じた制度の安定性は介護保険制度の持続可能性の確保につながるものです。当広域連合では、適正化5事業の中でも特に「ケアプラン点検」を積極的に展開し、12月末現在では、予防・介護合わせて174件のケアプラン点検を行い「ケアマネジメントの質の向上」に対する支援に力を入れて取り組んでおります。また、介護サービス事業者の育成・支援ならびに介護保険事業の健全かつ円滑な運営の確保のため、実地指導及び集団指導を行っております。今年度から、今後6年間を見据えた「介護保険サービス事業者指導実施計画」を作成し、計153事業所の実地指導を進めているところです。12月末現在では、10法人15事業所に対して実地指導を、全ての事業者を対象に集団指導を開催しております。今後も、介護給付適正化事業を通して、保険者として責任を持った助言、指導を継続し、介護給付の健全化を図ってまいります。以上、行政報告とさせていただきます。

#### ◇会議録署名議員の指名◇

○議長（吉田太一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、川畑孝治君、14番、永井純一君の兩名を指名します。



◇会期の決定◇

○議長（吉田太一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

◇提案理由の説明◇

○議長（吉田太一） 日程第3、提案理由の説明に入ります。日程第5から日程第12まで、議案8件を一括議題とします。上程議案に対する提案理由及び議案内容の説明を求めます。広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） ただいま上程されました、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第8号、坂井地区広域連合行政手続条例の制定についてまでの8議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。本案は、平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）について、昨年9月3日に専決処分しましたので、その承認を求めるものです。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ245万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,400万8千円とするものです。補正の内容につきましては、大会議室に空調機が4台設置されていますが、その内3台が腐食劣化により作動しなくなり、会議等に支障をきたすことになったため、取替工事を行ったものです。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明申し上げます。本案は、平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、昨年9月3日に専決処分しましたので、その承認を求めるものです。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ131万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を113億9,013万1千円とするものです。補正の内容につきましては、認定調査員が退職したことに伴い、介護認定調査業務が加重となったため、臨時職員を雇用したことによるものです。

次に、議案第3号、平成30年度介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正では、歳入歳出それぞれ616万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を113億9,629万6千円とするものです。その内容といたしましては、総務費で616万5千円を増額計上していますが、保険者機能強化推進事業に伴う構成市への委託料で、当初見込みよりあわら市・坂井市の評価が高かったため、国からの交付金が増えたことによるものです。保険給付費につきましては、それぞれのサービス費の見込みにより必要な補正を行うものでありますが、保険給付費全体での補正額の増減はございません。

次に、議案第4号、平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算は、当初、10区画の墓地貸付料として215万4千円を見込んでいましたが、現時点で4区画の貸し付けとなっておりますので、134万2千円を減額し、同額を代官山墓地基金から繰り入れするものであります。

次に、議案第5号、平成31年度坂井地区広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。本予算は議会費のほか、さかいクリーンセンター管理費、代官山斎苑管理費、庁舎管理費、ネットワーク・システム管理費など、当広域連合の運営に関する経費であります。

次に、議案第6号、平成31年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本予算は第7期介護保険事業計画に基づき提供する各サービスの保険給付費、賦課徴収費、介護認定審査会経費など、介護保険事業に係る経費であります。

次に、議案第7号、平成31年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算につきましては、指定管理委託料が主なものです。なお、各会計当初予算の内容につきましては、事務局長よりご説明申し上げます。

次に、議案第8号、坂井地区広域連合行政手続条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、行政手続法第46条の規定のに基づき、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、必要な事項を定めるための条例であります。

以上、議案第1号から議案第8号までの提案理由とさせていただきますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田太一） 岡事務局長。

○事務局長（岡弘和） それでは、私の方から、議案第5号から議案第7号までにつ

いてご説明申し上げます。

まず、議案第5号、平成31年度坂井地区広域連合一般会計予算についてであります。議案書の中ほどにあります一般会計予算書をご用意いたします。予算書1ページをお開きください。予算総額は、歳入歳出それぞれ2億3,676万6千円とするもので、前年度予算と比較しますと、609万8千円、2.6%の増となっております。

まず、主な収入について申し上げます。予算書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。第1款、分担金及び負担金は、構成市からの負担金で、事務費負担金、斎苑負担金、し尿等処理負担金、低所得者保険料軽減負担金等2億635万1千円、第2款、使用料及び手数料では、葬祭場使用料、霊柩車使用料、廃棄物処理施設使用料等で1,981万7千円、第3款、国庫支出金では、低所得者保険料軽減負担金502万2千円、第4款、県支出金では、同じく低所得者保険料軽減負担金251万1千円、第5款、財産収入では、メガソーラー敷地貸付料、汚泥発酵肥料売払代金等280万5千円、第7款、繰越金では窓口計上1千円、第7款、諸収入では25万9千円となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。予算書5ページをご覧ください。第1款、議会費では、議員18名の報酬など、当広域連合議会運営の経常的経費として128万2千円、第2款、総務費では、総務課職員4人分の人件費ほか、広域連合運営に係る経費など5,940万9千円、第3款、民生費では、障害支援区分認定審査会に係る経費と介護保険特別会計への繰り出し金1,100万9千円、第4款、衛生費では、職員1人分の人件費ほか、代官山斎苑の指定管理者委託料、クリーンセンター維持管理・運営委託料、一般廃棄物処理委託料等1億6,275万4千円、第5款、基金積立金では、霊柩車購入基金など181万2千円、第6款、予備費では50万円となっております。

次に、17ページから20ページまでは、給与費明細書となっており、21ページでは、坂井地区汚泥再生処理センター整備・運営事業及び代官山斎苑管理・運営業務に係る債務負担行為に関する調書となっております。ご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第6号、平成31年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。介護保険特別会計予算書をご用意ください。予算書1ページをご覧ください。予算総額は、歳入歳出それぞれ113億6,522万3千円となるものです。前年度と比較しますと2億3,930万3千円、2.2%の増となっております。第2条では、給付費の支払いに支障をきたさないよう、一時借入金の借入額の最高額を3億円と定めさせていただくものであります。

それでは、歳入の主なものについてご説明させていただきます。予算書6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。まず、第1款、保険料では、第1号被保険者の保険料25億4,901万円、第2款、分担金及び負担金では、構成市からの負担金16億526万9千円、第3款、使用料及び手数料32万円、第4款、国庫支出金25億3,222万1千円、第5款、支払基金交付金29億1,373万9千円、第6款、県支出金16億4,037万6千円、第7款、財産収入4千円、第8款、寄附金1千円、第9款、繰入金では、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金、介護保険財政調整基金繰入金、介護福祉推進基金繰入金として1億2,372万4千円、第10款、繰越金1千円、第11款、諸収入55万8千円となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。第1款、総務費では、介護保険課職員18人分の人件費ほか、保険料賦課徴収に係る経費、介護認定調査に係る経費など、当広域連合が実施いたします介護保険事業に係る経費として2億6,998万1千円、第2款、保険給付費では、第7期介護保険事業計画に基づいたもので、104億6,223万1千円、第3款、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業等6億2,720万5千円となっております。第4款、基金積立金では、介護保険財政調整基金積立金および介護福祉推進基金積立金として4千円、第5款、諸支出金では、第1号被保険者保険料還付金等355万2千円、第6款、公債費では、一時借入金利子として75万円、第7款、予備費として150万円となっております。

次に、28ページから31ページまでは給与費明細書となっておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に、議案第7号、平成31年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算についてご説明申し上げます。代官山墓地特別会計予算書をご用意ください。予算書1ページをご覧ください。予算総額は、歳入歳出それぞれ391万9千円となるもので、前年度と比較いたしますと、174万9千円、80.6%の増となっております。4ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。歳入といたしましては、第1款、使用料及び手数料で、墓地の使用料215万4千円、第2款、財産収入では、基金利子1万2千円、第4款、繰越金では窓口計上1千円、第5款、諸収入では窓口計上2千円となっております。

次に、5ページをご覧ください。歳出ですが、第1款、墓地事業費として、指定管理者委託料等及び墓地内の階段に手摺を取り付ける工事費309万7千円、第2款、諸支出金として、代官山墓地基金への積立金1万2千円となっております。

次に、9ページでは、代官山墓地管理・運営業務に係る債務負担行為に関する調書と

なっておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第5号から議案第7号までの概要説明とさせていただきます。

○議長（吉田太一） 以上で提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

◇一般質問◇

○議長（吉田太一） 日程第4、これより一般質問を行います。一般質問は通告順に従い、12番、川畑孝治君の一般質問を許可します。

○12番（川畑孝治） 12番、坂井市議会の川畑孝治です。今回、介護施設の管理監督について質問いたします。今日、各業界において人手不足が問題となっており、介護現場においても問題となっています。そこで各事業所における事業が適正に行われているのか、また事務処理などが適正に行われているのかなど、広域連合として各事業所への管理監督が求められると思いますが、現在どのように行っているのでしょうか。また、人材の確保は介護事業者だけではなく、当広域連合の職員体制の確保についてお聞きします。超高齢化社会を迎える今日、増加する要介護者や各制度への対応、各介護事業者への指導管理監督など、業務が増加しているのではないのでしょうか。そこで専門的な知識をもった職員の育成や確保が必要と思われませんが、当広域連合の職員体制の現状と今後についてどのように考えているのかお答え願います。以上、私の一般質問といたします。

○広域連合長（佐々木康男） 川畑議員の質問にお答えします。1つ目の各施設での状況把握および適切な施設の運営等について、広域連合として管理監督をどのように行っているのかとの質問にお答えします。介護保険事業者には、利用者への介護保険サービスの提供にあたり、法令等を遵守した適正な事業運営、利用者個々の状態に応じた適切なサービスの提供に加え、高齢者の尊厳の保持や利用者の身体や生命の安全に関わる取組みなど、介護サービスの質の確保及び向上が求められています。介護保険事業所における介護サービスの質の向上を図ることは、介護保険制度に対する信頼性を高めることにも繋がるため、行政による指導・支援の充実を図ることは、非常に重要であると認識しております。当広域連合では、介護保険事業者に対する指導・支援として、介護保険事業所を訪問し、サービスの提供状況や関係書類の確認等により助言・指導を行う「実地指導」および介護保険事業者を一堂に集めて講習形式で行う「集団指導」を実施して

おります。「実地指導」につきましては、昨年3月に策定しました「第7期介護保険事業計画」において、計画期間である本年度からの3年間で、対象となる介護保険事業所の半数の指導を行うことを目標としております。昨年4月には、今後6年間を見据えた「介護保険サービス事業者指導実施計画」を作成し、地域密着型サービス事業57事業所、居宅介護支援事業34事業所、介護予防支援事業6事業所、総合事業56事業所、計153事業所の実地指導を、毎月平均2事業所のペースにより、毎回3～4人の職員体制をもって計画的に進めております。また、「集団指導」につきましては、全ての事業者を対象に、実地指導で指導した事項について注意喚起を促すこと等を目的として、毎年開催しております。指導事項のうち、特に重要度が高いものにつきましては、全事業所を対象に通知による周知を図るなど、指導事項が全ての事業所に迅速に行き渡るよう配慮し、指導・支援業務を進めているところでございます。

2つ目の増加する要介護者、各種制度への対応など業務が増加する中で、当広域連合の職員体制は十分と言えるのかとの質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、介護保険制度につきましては、毎年のようにめまぐるしく改正が繰り返され、ますます煩雑化しております。また、今年度4月には、県から居宅介護支援事業所の指定権限が委譲されるなど、当広域連合の業務量がますます増大化していることは認識しております。当広域連合では、こうした煩雑かつ増大化する介護保険業務に対応できるよう、これまでも職員の増配置に努めてまいりました。現段階では、当広域連合における職員体制は、厳しいながらも適切なものになっていると考えます。なお、今後予想される業務のさらなる煩雑かつ増大化に対しても的確に対応できるよう、その都度において、担当職員の増配置も含めたより効率的かつ効果的な職員体制を検討してまいります。最後になりますが、介護保険制度の持続可能性を高め、坂井地区の住民が安心して暮らし続けることができるよう、今後も介護保険制度の適正かつ円滑な運営のために注力し、介護保険制度に対する信頼獲得に努めてまいります。

○12番（川畑孝治） さきほどの行政報告にもありましたが、介護保険に関する事業所が153もの事業所があるということで驚いております。実地指導と集団指導によって指導されているそうですが、現場へ行かれて指導されるのが一番だと思いますので、今後お願いしたいと思いますが、6年間を見据えてということですが、介護保険においては3年ごとの実施計画となっております。そこで本来ならば3年の間に1度は実地指導に出向くのが本来の形ではないかと思いますがいかがですか。

○事務局長（岡弘和） 議員ご指摘のとおり、本来なら153事業所を3年間で回る

のがいいかなと思いますけども、指定権限の期間が6年間ありまして、国の指導にもありますように6年間で事業所を回るという計画をしております。連合長が答弁しましたように実地指導で指導した重要度の高いものについては全事業所に通知をして注意喚起を促していますので、これに関しても6年間の効果を見てから今後のことを考えていきたいなと思っております。3年間で実施するということとなりますと現在の職員数では足りなくなってくるので、そのことにつきましても、今の23人体制で153を回れるかという厳しいものがありますので、それについても検討していきたいと思えます。

○12番（川畑孝治） 確かに物理的に厳しいものがあると思えますので、我々も推移をみたいと思えますが、連合長もおっしゃったように介護保険制度は毎年のように改正されていると思えますので、職員においては熟知する必要があると思えますし、職員の定数、今後の実施計画についてはしっかりと取り組むことを期待しまして私の一般質問とします。終わります。

○議長（吉田太一） 続いて通告順に従い、1番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

○1番（堀田あけみ） 通告順に従いまして、1番、堀田あけみ一般質問させていただきます。介護職の人手不足の現状把握はしているのか。その現状をどのように捉え、対応を考えているのか。厚生省が発表しています第7期介護保険事業の介護サービス見込みに基づく介護人の必要人数は2020年までに216万人、2025年までに、245万人必要であり、2020年までに26万人、2025年までに55万人確保しなければいけないとなっております。ということは年間6万人の確保人数となります。福井県においても、また坂井地区においても介護職の人手不足の現状は深刻です。広域連合は各介護事業所の人手不足の現状を把握していますか。また、国において介護人材確保対策として、1、介護職員の処遇改善、2、多様な人材の確保育成、3、離職防止定着促進生産性向上、4、介護職の魅力向上、5、外国人材の受入れ環境整備という5つを掲げておりますが、そのうち離職防止定着促進と29年9月には新たな在留資格として介護が創立、29年11月には外国人技能実習制度となる職種に介護が追加されたと共に、昨年度末には外国人労働者の受入れを拡大する出入国管理法の一部を改正する法律が公布されたことで、今後ますます外国人介護人材の受入れが増えいくものと考えられます。外国人受入れ環境整備について広域連合では現状を捉え、どのような対応を考

えているのか。以上、2つ質問させていただきます。

○広域連合長（佐々木康男） 堀田議員の質問にお答えします。1つ目の当地区における介護保険事業所の人手不足の現状を把握しているのかとの質問にお答えします。介護人材不足による影響につきましては、複数の介護保険事業者から、介護職員、ケアマネジャー、看護師等の確保ができず、事業運営に支障が生じているとの相談を受けるなど、既に顕在化し始めております。特に、人手不足が深刻である訪問介護サービスにつきましては、本年度、訪問介護職員の現状把握等を目的とした「訪問介護事業従事者に関する実態調査」を行い、分析を進めているところでございます。この調査結果では、全体の67%の事業者が人手不足を感じており、坂井地区における介護分野での人材確保は、一層厳しさを増していると実感しております。この難局を乗り切れるよう、必要となる介護人材の確保と定着に向け、行政、介護保険事業者等が一体となり、「介護の仕事の魅力向上」、「介護従事者の労働負担の軽減」、「多様な人材の確保・育成」を柱とする総合的な取組みを検討・推進してまいります。

2つ目の介護人材確保対策として、当広域連合では、離職防止・定着促進と外国人介護人材の受入れについて、現状をどのように捉え、どのような対応を考えているのかとの質問にお答えします。最初に、介護従事者の離職防止・定着促進についてお答えします。介護職員の離職状況につきましては、毎年、公益財団法人 介護労働安定センターが「介護労働実態調査」を実施しております。平成29年度の調査結果では、全国における介護職員の離職率が16.2%であるところ、福井県では12.4%であり、福井県における介護職員の職場定着は比較的進んでいるものと認識しております。しかしながら、人口減少等の影響により介護職員の新規雇用が難しくなっている現状を踏まえ、離職率のさらなる低下を図らなければならないと考えております。介護職員の離職防止には、「賃金の改善」と人材が定着する「魅力ある職場環境づくり」が必要と考えております。「賃金の改善」に関しては、介護保険給付における介護職員処遇改善加算の活用により、介護職員の賃金の改善が行われているところです。当広域連合としましては、処遇改善加算が適正に活用され、介護職員の賃金改善がより一層進むよう、介護保険事業者に対する指導・支援を引き続き行ってまいります。また、「魅力ある職場環境づくり」に関しては、地区内の介護保険事業者で組織された「ネットワークさかい」との連携により、介護保険事業所が、子育てが行いやすい職場づくりや休職制度の充実に取組めるよう、労働環境の改善を目的とした研修会を開催する等、介護職員にとって働きやすい職場づくりの促進に努めてまいります。

次に、外国人介護人材の受入れ環境の整備についてお答えします。



介護人材不足の解消に向けては、「元気な高齢者の社会参加促進」、「障害者雇用」、「女性の活躍推進」、「外国人雇用」等のあらゆる施策との有機的な連携を図り、介護分野への新規雇用を促していく必要があると考えております。その中でも、ご質問をいただきました外国人介護人材の受入れにつきましては、2017年9月に、新たな在留資格として「介護」が創設される等、国の重点施策の1つとなっております。坂井地区におきましても、外国人介護人材の受入れの取組みを検討・推進していく必要があると認識しております。当広域連合では、先般、外国人介護職員の雇用実態把握および介護保険事業者の意識調査を目的とした「外国人介護人材の受入れに関する調査」を実施いたしました。回答いただいた49事業所のうち、現在、外国人を雇用している事業所は3事業所、率にして6.1%となっております。また、「外国人介護職員を今後受入れるか」との問いに対しては、「積極的に受入れたい」、「いずれは受入れたい」と回答した事業所が併せて33事業所、率にして67.3%に上り、地区内の介護保険事業者が外国人雇用に対して高い関心を示していることが明らかになっております。外国人の人材確保につきましては、介護の分野のみならず、他の産業分野においても求められておりますので、この地域が外国人にとって暮らしやすく働きやすい環境となるよう、県、構成市、事業者等と連携し、取組むことが必要と認識しております。今後、当広域連合としては、介護保険事業者、障害福祉事業者等を対象に、外国人雇用に関する制度説明会を開催する等、外国人介護人材の確保に向けた対応を図ってまいりたいと考えております。介護人材の確保・離職防止は、介護保険制度の持続可能性を高めるために、特に重要な課題として捉えていますので、今後も引き続き最優先に取り組んでまいります。

○1番（堀田あけみ） 1つ1つ再質問させていただきます。まず人手不足のことは調査の結果把握してるということは答弁の中で出ておりましたが、人手不足ということのために施設の入所人数を軽減せざるを得ないような事業所はありますか。

○事務局次長（出島瑞恵） 連合長の答弁にもございましたが、介護人材不足による影響ということで複数の介護事業所から介護職員等の人員確保が難しいということで事業運営に支障が生じているという相談は受けておりますので、そういった事業所はございます。

○1番（堀田あけみ） その事業所は何事業所かも把握していますか。

○事務局次長（出島瑞恵） 事業所数は正確には把握しておりません。

○1番（堀田あけみ） 施設の中に入所したいというので順番待ちという声も聞いております。事業所の受入れ人数を少なくせざるを得ないというのは大きな問題になると思いますので、何事業所が減らしているのかを調査していただきたいです。それと人材不足の原因というのはどのように把握しているのでしょうか。

○事務局次長（出島瑞恵） 人材不足の原因は、広域財団法人介護労働安定センターが実施しております介護労働実態調査、それから当広域連合の方で実施しました訪問介護事業従事者に対する実態調査の結果から見まして、業務内容に対して賃金が低い、労働時間が不規則、身体負担が大きいといったような原因が出ております。

○1番（堀田あけみ） 広域連合としては事業所に対して取組みというのはこれからなされる予定ですか。

○広域連合長（佐々木康男） 細かい実態が全事業所に対して出されていないことにつきましては、今後しっかりと把握する必要があると認識しています。事業所の環境の格差とかですね、介護されている方もより働きやすい事業所とかに移るといったようなことも考えております。人手不足がある中で、確保されてる事業所は確保されるんですが、どうしてもそういうような、介護従事者が異動していく実態もありますので、その辺も含めて状況を把握させていただきます。

○1番（堀田あけみ） 離職の原因ですね、この中で、従業員の相談体制とか、仕組みづくりとか、魅力のある職場づくりの中に、従業員の相談体制とか仕組みづくりについてお聞きしたいんですが、現在は相談窓口っていうのは施設長ですかね、どのようになっているのでしょうか。

○事務局次長（出島瑞恵） 施設内の相談体制という意味になるかと思うんですが、施設長が最終的にはそうなるかと思いますが、施設内の中で新人に対するということで職員間の問題はあるかと思いますが、そういった取組みは行われています。

○1番（堀田あけみ） 事業所間の中での相談内容っていうのは広域までは上がってきていないと思いますが、職員間のパワハラとか虐待とかそういう声も聞いております。施設長に相談できない場合に広域として仕組みづくりはどうなんでしょう。

○事務局次長（出島瑞恵） 施設の中で相談できないときの窓口は国の相談窓口だったり県の相談窓口がございますので、そういう実態とかを掴んだときはこちらをご案内させていただきます。

○1番（堀田あけみ） そういう窓口があることを職員はわかっているかということですが、どこまで浸透していると思いますか。

○事務局次長（出島瑞恵） 国なり県のホームページで公開されておりますので見ていただければわかると思います。

○広域連合長（佐々木康男） そういう窓口があることを広域連合からも紹介したいと思います。

○1番（堀田あけみ） 介護職が少ない中で、勤めているところを辞めて、同じ介護職はやりたくないという声を聞いております。そういうときに窓口があってどう対処すればいいのかってことがちゃんとできていれば、違う所でもいいから働くってことになると思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。次に外国人雇用について質問いたします。運営協議会の中でアンケート調査がなされておりました、10名程度の外国人が介護職として研修していることはわかりました。その中で問題点も見えてきたと思います。言葉とか習慣など、外国人を受入れる気持ちのある6割の事業所に対し、今後問題点を解決していく対策は具体的に考えていますか。

○広域連合長（佐々木康男） 外国人の受入れについては、当連合だけの問題ではないと認識しています。構成市と各団体と連携して検討していきたいと思います。居住環境なども広域連合がお世話できるわけではありませんので、構成市と相談しながら取り組んでいきたいと思います。

○1番（堀田あけみ） テレビや新聞などでも外国人が街に入ってくることにに対してやっていますが、市民の意識、介護で言いますと入所者の意識、その改善が大切かなと思います。広域連合も前向きに考えていただいて、対策を考えていきたいと思いません。以上で一般質問を終わります。

○議長（吉田太一） 続いて通告順に従い、3番、渡辺竜彦君の一般質問を許可します。

○3番（渡辺竜彦） 通告順に従いまして、坂井地区広域連合の介護保険の在り方について質問します。介護保険制度は平成12年にスタートし、現在あわら市と坂井市を構成する坂井地区広域連合が運営しています。この制度は40歳になると被保険者として介護保険に加入し、第1号被保険者は坂井地区広域連合が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、介護保険サービスが受けられ、40歳から64歳までの人、第2号被保険者は介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合、介護サービスが受けられます。そこで質問です。坂井地区において、現在第2号被保険者による介護対象者はどれくらいいるのか。また、介護保険料は多くの方は特別徴収ですが、無年金や年金額18万以下の一部の方は普通徴収となっているが、2つ目の質問は、窓口などで支払う普通徴収の人の割合はどれくらいなのか。また、介護保険料の滞納者はどれくらいいて、また滞納者の推移はどのようになっているのか。最後に、坂井地区の保険料の基準額は平成30年度より32年度まで年額7万2千円、月額6千円となりました。この介護保険料は介護保険事業計画に基づき3年間の高齢者数や必要な介護サービス費などの総額を推計して基準額を算出し所得に応じて設定されるとあり、基準額をもとに本人の所得状況および世帯員の課税状況により12段階に分かれるとありますが、所得段階における12段階のそれぞれの段階別の納付者割合はどのようになっているのか。以上、前向きな答弁を期待しまして一般質問といたします。

○広域連合長（佐々木康男） 渡辺議員のご質問にお答えします。1つ目の坂井地区における、第2号被保険者の介護対象者はどれくらいいるのかという質問にお答えします。40歳以上65歳未満の第2号被保険者につきましては、初老期における認知症、末期がん、脳血管疾患等の老化に起因する特定の疾病を原因として、要介護等の状態になった方が介護保険利用の対象でございます。当地区における第2号被保険者の要介護等の認定者数でございますが、昨年9月30日現在において、要支援者数20人、要介護者数68人の合計88人となっております。また、当地区における全体の要介護等の認定者数は、5,836名でございますので、第2号被保険者の要介護等の認定者数は、率にして1.5%程度となっております。

次に、2つ目の介護保険料の普通徴収の方の割合はどれくらいなのかという質問にお

答えます。本年度介護保険料の当初賦課を行った昨年7月時点における普通徴収の対象人数は1,920人でございます。第1号被保険者数は、34,437人でありましたので、普通徴収対象者の割合は、5.6%程度となっております。

次に、3つ目の介護保険料の滞納者数および滞納者数の推移はどのようになっているのかという質問にお答えします。介護保険料の未納者数につきましては、平成27年度末時点において924人、平成28年度末時点において843人、平成29年度末時点において784人と、毎年減少傾向にあります。

次に、4つ目の介護保険料の所得段階別保険料の納付者割合についてお答えします。本年度介護保険料の当初賦課を行った昨年7月時点におきまして、当地区の第1号被保険者数は、全体で34,437人となっております。その内訳としましては、第1段階が2,683人で率にして7.8%、第2段階が2,087人で率にして6.1%、第3段階が2,026人で率にして5.9%、第4段階が4,230人で率にして12.3%、第5段階が8,059人で率にして23.4%、第6段階が4,184人で率にして12.1%、第7段階が3,028人で率にして8.8%、第8段階が4,434人で率にして12.9%、第9段階が1,947人で率にして5.7%、第10段階が766人で率にして2.2%、第11段階が710人で率にして2.1%、第12段階が283人で率にして0.8%となっております。保険料の標準的な基準である第5段階の構成比率が、最も高い状況となっております。

○3番（渡辺竜彦） 滞納者数について再質問いたします。27年には924人、28年には843人、29年には784人で減少傾向にあるということで喜ばしいと思います。私も前期は広域連合の監査を務めていてまだまだ滞納者数が多いと憂いを感じると同時に減少傾向にあることは喜んでいいのかなと思います。滞納者ですが、いろいろな理由があつて滞納されてると思います。本当に支払う能力がなくて支払えない、2つ目にうっかり忘れて滞納してしまった、3つ目には支払う能力があるのに支払わない、怠慢な状態だと思いますが、広域連合の中では滞納者の現状について、どんな理由で滞納しているのか、現状は把握されてるのでしょうか。

○事務局次長（出島瑞恵） おっしゃる通り、経済的に支払いが困難な方については納付相談により分納だったり構成市の生活保護担当者だったり連携し対応しています。再三にわたり督促を行っておりますが、それでも納付されない方については、大多数が支払う意思がない方もいると認識しております。

○3番（渡辺竜彦） 怠慢な方にはより厳しい督促などで対応していただきたいと思  
います。29年の11月議会で畑野議員も似た質問をされてたかと思いますが、介護保  
険制度は滞納した場合、滞納期間によってペナルティが生じてきます。サービスを受け  
た場合、10割負担になって後ほど償還払いする。滞納期間が長引くと、自己負担が3  
割負担になると思いますが、今までにペナルティでサービスを受けられなくなった事例  
があれば教えて下さい。

○事務局次長（出島瑞恵） 介護保険制度は被保険者間の公平を図るために保険料を  
滞納した場合には期間に応じて保険給付の一部を制限するとなっております。当連合に  
おきましても、29年度中においては13件の償還払いの決定を行いました。そのあと  
全額納付または分割納付によって誓約をいただいたことにより、ほぼすべての方がサー  
ビスの利用に至っております。しかし納付せず自費等でサービスを受けている方が若干  
いることは把握しております。

○3番（渡辺竜彦） 現状を把握して取組んでほしいと思います。次に、1月15日  
の福井新聞だったと思いますが、共同通信社が発表した全国自治体の景況感アンケート  
がありました。全国の自治体の3割が景況感が上向いてると回答されたそうです。7割  
は原状かやや下向きだったと思いますが、あわら市と坂井市は共に景況感が上向いてる  
と答えられていました。実際なかなか景況感が上向いてる実感はないのですが、連合長  
に2点質問します。景況感が上向いてると答えられた根拠と、景況感が上向くとなると、  
介護保険料の所得段階別が、景況感が上向くということは個人の所得が増えると思いま  
す。6段階以降の介護保険料の方が増えてくるかなと思いますが、今後の見通しについ  
てどのような考えでしょうか。

○広域連合長（佐々木康男） いろいろ判断材料はありますが、外国人労働者が増え  
ていますので、そういう意味では事業所が充実していると言えると思います。それと新  
幹線の整備が進んでいますので、この間、県外から多くの方があわら市と坂井市に住ん  
でいます。そういう方たちが消費を貢献していると認識しております。全体的に全事業  
所が上向いてるかという実感的にないかもしれませんが、基本的にはどちらかとい  
うと上向いてると。むしろ私が怖いのは、新幹線の整備が終わったときに大口の投資がな  
くなるとですね、どうなるのかなと。2点目の問題については事務局の方から答弁いた

します。

○事務局次長（出島瑞恵） 一般的な想定としましては景気が良くなり高額納税者が増えると保険料基準額は下がります。反対に景気が悪くなると基準額は上がっていきます。景気に影響されるであろう高額納税者階層と言いますと10段階以降と考えております。10段階ですと2.2%、11段階ですと2.1%、12段階ですと0.8%という内訳を踏まえますと景気における影響は限定的だと考えております。

○3番（渡辺竜彦） さほど影響はないと判断すればよろしいですね。わかりました。次に、私事ですが父親も介護状態になりまして、介護保険の窓口、非常に親切丁寧に説明していただいて感謝しております。一方、議員という立場上、いろいろ相談を受けますが、要介護者からの依頼で介護保険制度が難しいという声が寄せられています。その点はどのようにお考えでしょうか。

○事務局次長（出島瑞恵） 介護保険制度そのものにつきまして、65歳に到達した際には、介護保険保険証の利用のしおりということで、内容がわかるような小さい冊子を同封して送っております。毎年7月に納付額通知を発送しますが、それにも介護保険制度の仕組みについてのチラシを同封して周知しております。

○3番（渡辺竜彦） ある自治体では、データをとってまして、第6期か第7期に介護保険制度が移行したことについてどれくらいの人を知っていると調べた場合、約7割の人が認識されていたと。しかし仕組みがわからないと答えた人が57%いたそうです。年齢が下がると共に仕組みがわからないというような声が大きくなったということを知り自治体は調査をかけたそうですが、当連合ではそういうデータはお持ちでしょうか。

○事務局次長（出島瑞恵） 今ほどの自治体の取組みを伺いまして、こちらではそういったデータは持っておりません。第7期介護保険事業計画を策定しまして内容については概要版といった形で冊子を作りまして全戸配布をしております。お問い合わせいただいた方には概要版ではなく本体を提供しています。

○3番（渡辺竜彦） 第7期から8期に入ってくるということで保険制度もややこしくなってくるので、わかりやすい介護保険制度に努めてもらいたいと思います。以上

で終わります。

○議長（吉田太一）　　ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田太一）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて通告順に従い、15番、畑野麻美子君の一般質問を許可します。

○15番（畑野麻美子）　　さきほどから答弁の中に働き方改革という言葉を目にしまして坂井市でイクボス宣言というのを行っています。研修があった際に介護事業所の1つがイクボス宣言をされました。働きやすくなったと報道されていました。介護事業所もイクボス宣言をして働き方改革をしてほしいなと思いました。広域連合でもイクボス宣言を進めてもらいたいなと思います。さて、消費税増税に伴い、勤続10年以上となる介護福祉士の給与に月8万円アップに対することでの問題点と課題について連合長の見解を求めます。2017年12月8日、勤続10年以上となる介護福祉士の給与に月8万円アップに対することが閣議決定されました。政府は10月予定の消費税率引き上げに伴い介護人材の確保、定着を主な目的とする新たな処遇改善のための加算も創設します。介護職の賃金は一般企業よりも約10万円低いと言われています。処遇改善は必要と考えています。しかしこれにはいくつかの問題点があります。対象となるお金ももらえる介護福祉士がほとんどいないということです。厚生労働省の調べによると、介護福祉士の勤続年数は6年で、勤続10年の介護福祉士は少ないというのが現実だからです。今の介護福祉士を引き止めることはできるかもしれませんが、介護福祉士を増やす可能性は低いと考えられます。さらに月8万円の賃上げは国から支給されたお金が一旦介護事業所に入り、事業所の判断で介護福祉士にどの程度の賃上げを行うかが決定されます。つまり勤務先によって額が異なる可能性があり、その事業所での勤続年数や雇用形態、評価などによっても賃金が変わることも考えられるのです。結局事業所が給料を決めることは変わらないため、事業所の経営が思わしくなければ賃上げはわずかにとどまる可能性があります。仕事内容に関わらず10年勤続すれば誰でも対象になるなど見直す点が多いのではないのでしょうか。そこでお尋ねします。坂井地区の介護事業所ごとの介護福祉士の人数と勤続10年以上の介護福祉士などの状況把握が必要ではないか。新加算については、同じ介護サービスであっても、事業所や施設によって配分が違ったり、いろいろな条件が付いてくるなど問題点や課題についての見解を連合長に求め



ます。

○広域連合長（佐々木康男） 畑野議員の質問にお答えします。2017年12月に閣議決定されました「新しい経済政策パッケージ」において、介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、介護職員全体の処遇改善を進めることができるよう、今年10月の消費税率の引き上げに伴い、介護報酬改定により対応することとされております。また、昨年12月には、厚生労働省の社会保障審議会・介護給付分科会において、現行の介護職員処遇改善加算に加え、介護職員のさらなる賃金改善を目的とした加算を創設するなど、介護報酬改定に関する考え方をまとめた審議報告が行われたところでございます。報告においては、介護職員の処遇を含む労働条件については、現下の厳しい介護人材不足、依然として小さくない他産業との賃金格差等の中、現行の処遇改善加算に加えて、介護職員のさらなる処遇改善を行うことと言及しております。具体的には、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護業務に従事する職員のさらなる賃金改善を行うことを求めるものでございます。

まず、1つ目の坂井地区内の介護事業所ごとの介護福祉士の人数と勤続10年以上の介護福祉士等の状況把握が必要とのご意見にお答えいたします。今年10月の介護報酬改定に伴う新しい処遇改善加算につきましては、現段階において、国から対象者等の詳細が示されていないため、勤続10年以上の介護福祉士の人数等の把握は行っておりません。今後は、国の動向を注視すると共に、必要に応じて、介護福祉士の人数等の調査を行いたいと考えております。

次に、2つ目の新加算についての、同じ介護サービスであっても、事業所や施設によって配分方法が違ったり、いろいろな条件が付されるなどの問題点や課題についての見解を求めるとの質問にお答えします。今年10月の介護報酬改定に伴う新しい処遇改善加算につきましては、対象となる介護職員等への配分方法、処遇改善加算を取得するための要件等、現段階において、国から制度の詳細は、示されておられません。そのため、当広域連合としましては、制度の動向を注視すると共に、問題点や課題が明らかになった際には、国に対し、改善の要望を行ってまいります。最後になりますが、現行および新しい処遇改善加算が介護保険事業者によって適正に活用され、介護職員の賃金改善がより一層進むよう、当広域連合としましては、介護保険事業者に対する指導・支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○15番（畑野麻美子） まだ国から示されていないということですが、12月

12日に開催されました社会保障審議会介護給付分科会で大まかな方針が固められ19日の会合では厚生労働省から審議報告案が提示されました。細部にわたってはまだ決まってないということです。今が大事な時だと思います。今声を上げて良い方向に変えていくことが大事かなと思います。当地区における対象人数については必要に応じて調査できればという答弁でしたが、是非していただきたいです。私が把握しているところでは職員70名のうち45名が介護福祉士の資格を持っていて10人が勤続10年以上であるところ、職員が43人のところでは15人が介護福祉士を持っていて10年以上は8人、43人のうちパートが33人です。介護福祉士も9人がパート。なぜパートかと言うと、介護福祉士で勤めまして結婚して子育てで一回辞めるんですね。子育てはパートの方がしやすいということでパートになるそうです。パートも賃上げの対象になるのかということです。介護福祉士を持っているケアマネさんや看護師を持っている人は居宅などの現場に戻してほしいという声も上がっています。介護福祉士を持っている人は10年経ったら上がるかなという期待で辞めないとしても、他の事業所としてはベテランの人が替わって来なくなる可能性があります。勤続10年が同一法人事業所では、既に職場を変わっている人では対象にならないので不公平感がある。職場が変わるのはいろいろな状況があります。パワハラや人間関係など、そんな状況もあります。経験技能のある職員を対象とするとあります。介護福祉士を要件とするが、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定可能とするとありまして、最低限のルールの中に月額8万円の処遇改善となるもの、または改善後の賃金が年収440万円、役職は除きます、以上が1人はいること、となっています。そうしますとこの条件を満たすために、10年に満たない介護福祉士を8万円アップにするか介護福祉士の資格を持たない介護職の年収を440万円にするか、そうすれば事業所の持ち出しは増えますし対応できる事業所は限られています。やっていけなくなる事業所も出てくる可能性があります。10年に満たない新しい施設ではどうなるのか。まだまだ問題点は考えられます。その認識があるのかということと、まだ詳細が決まっていない段階ですので、全国介護保険推進会議でもしっかりと声を上げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局長（岡弘和） 新しい加算については、社会保障審議会の中で検討中ということで、方向性は出ているものの具体的にはまだ決まっていないわけですが、畑野議員がご指摘ありましたように処遇改善とか労働条件、賃金格差といったいろいろな問題、課題があることは連合としても認識しております。国へのパイプ役として12の広域連合と12の一部事務組合が加入しています全国介護保険推進会議がありまして、毎年、厚労省の老健局に対しまして全国介護保険推進会議を通じて要望をしております。昨年

も介護保険財政の安定化のためにということで、急激な保険料上昇を抑制するために、国庫負担割合の引き上げ等、財政措置を行うよう要望してまいりました。3月に老健局の課長とか局長が出席しまして全国介護保険推進会議が開催されますので、当連合の職員も出席して、問題点や課題等を要望できればと考えております。

○15番（畑野麻美子） ぜひ期待をしています。次に、賃上げは事業所サイドで行われますけど、広域連合も役割として指導も必要ではないかと考えますがいかがでしょう。

○事務局長（岡弘和） 今年に10月に実施されます介護報酬改定に伴う新しい処遇改善加算の事業所内での配分方法については適正な運用が求められますが、当連合としても新加算が法令遵守により適正に活用されるよう事業所に対する指導支援を行ってまいりたいと思います。

○15番（畑野麻美子） ぜひ広域連合の力を発揮して下さい。連合長、各事業所に100%人件費にまわすことを徹底されるよう国に求めていただきたいと思います。

○広域連合長（佐々木康男） そうあるべきだと思います。広域連合としても努力していきたいと思います。

○15番（畑野麻美子） 地方の声はとても大切です。坂井市でも保育料無償化に向けて地方負担が増えるということで坂井市議会で意見書をまとめたところ、国は地方負担を1年間はなくすという方向にいきました。地方からの声で変わったので、とても大事だと思いますので、ぜひお願いします。一般質問を終わります。

○議長（吉田太一） 続いて通告順に従い、14番、永井純一君の一般質問を許可します。

○14番（永井純一） 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。介護従事者の確保、処遇改善ということで、団塊の世代が後期高齢を迎える2025年、高齢者がピークになる2040年を目標に体制を整えようとさまざまな努力がなされております。特に課題となっているのが人材不足、人材確保です。生きがいづくりを助ける使命感とか、やりがいがあるにもかかわらずきつい仕事であるとか、報酬が低いなど

の現状があります。この現状にどのように対応し改善していくのか伺います。広域連合管内の現状をどのように認識されているのか。また、各事業者の状況を把握されているか。処遇改善加算が行われているのでしょうか。次に、本年、国の報酬改善が実施されるが、広域連合の所見を伺います。3点目に外国人雇用についての所見を伺います。他の議員と質問が重複しておりますので、重なる点は省略されても結構です。以上、一般質問とします。

○広域連合長（佐々木康男） 永井議員の質問にお答えします。1つ目の広域連合管内の労働や職場の環境をどのように認識されているのか、また、各事業者の状況を把握されているかとの質問にお答えします。介護保険制度では、介護保険事業者が介護保険の現場で働く介護職員の処遇改善を図るため、キャリアパス要件や職場環境の改善等の要件を満たすことで、介護職員処遇改善加算の請求が可能となり、介護職員の賃金改善を図ることができます。坂井地区では、ほぼ全ての介護保険事業所が処遇改善加算の請求を行っておりますので、当地区における介護職員の処遇改善は進んでいるものと認識しております。しかしながら、公益財団法人 介護労働安定センターが実施した「平成29年度 介護労働実態調査」では、介護職員への職場での悩みや不満についての問いに対し、「賃金が安い」と回答した割合は、全国の39.6%に対して、福井県では45.9%、「身体的負担が大きい」と回答した割合は、全国の29.9%に対して、福井県では33.9%との結果が出ております。また、当広域連合では、本年度、訪問介護事業に従事する介護職員の現況把握等を目的とした「訪問介護事業従事者に関する実態調査」を行い、分析を進めております。当調査の結果では、介護職員への考えられる離職原因の問いに対し、「業務内容に対して賃金が低い」と回答した割合が36.4%、「労働時間が不規則」と回答した割合が31.8%、「身体的負担が大きい」と回答した割合が28.7%であり、介護職員の処遇に関するものが上位を占める結果となっております。このような状況を踏まえ、介護職員が安心して介護業務に従事することができるよう、また、これから就職を目指す方が安心して介護業務を選択できるよう、さらなる賃金の向上や職場環境の改善等、介護職員の処遇に関する改善の強化を進めることが必要であると考えております。

次に、2つ目の本年度の国の介護報酬改定が実施されるが、その所見を伺うとの質問にお答えします。2019年度の介護報酬改定につきましては、昨年12月に厚生労働省の社会保障審議会・介護給付分科会において、今年10月に予定している報酬改定に関する考え方をまとめた審議報告が行われたところでございます。報告においては、介

護職員のさらなる処遇改善を進めるために、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護に従事する職員のさらなる賃金改善を行うことに言及しております。なお、現段階において、国から介護報酬改定の詳細は示されておらず、今後も国の動向を注視していく必要はありますが、介護職員の確保および離職防止のため、介護職員のさらなる賃金改善が図られることが必要であると考えております。

次に、3つ目の外国人登用についての所見を伺うとのご質問にお答えします。高齢化のさらなる進展に伴い要介護者の一層の増加が見込まれる中、全国的に増大する介護需要に対し、介護人材が不足する状況となっています。また、介護人材不足は、坂井地区でも例に漏れず、地区内の介護保険事業者が介護職員の確保に苦慮されていることは重々承知しております。介護人材不足の解消に向けては、新たな介護人材を確保することが急務であり、外国人介護人材の受入れは、人材確保に向けた有用な方策の1つと考えております。外国人介護人材の受入れを進めるには、外国人にとって魅力的な受入れ体制の整備等に取り組むことが肝要であり、当広域連合としましても、県、構成市、介護保険事業者等との連携協力のもと取り組んでまいります。もちろん、今後予測されるさらなる介護需要の増大に対応していくには、外国人介護人材の受入れに留まらず、「元気な高齢者の社会参加促進」、「障害者雇用」、「女性の活躍推進」といった施策との有機的な連携を図り、対応していかなければならないと考えております。坂井地区の全ての住民が、この地域で安心して暮らし続けることができるよう、今後も、県、構成市、介護保険事業者等との連携協力のもと、引き続き介護人材の確保および定着支援に取り組んでまいります。

○14番（永井純一） 各議員の方、質問されておりますので、共通意識というか問題意識は持っていますが、いかに事業者さんとか、現状をしっかりと把握するのが大事なのかなと思います。川畑議員の質問にもありましたが、広域連合もある意味人材不足と言いますか、人手が足りない。役所もですけど1人がいろんなことをしなければいけないという中で、そこを細かく見ていけというのも無理が出てきてる部分もあるのかなと感じましたし、本来はきちっと掌握して、事業者によっても違いますから、事業者にとってどう改善したらいいのかとか、人材不足だけでなく、経営面もそうかもしれません。待遇改善ができるような事業者になっていただきたい。そこまでやるのは到底無理だと思います。いろんなことを使いながら、頭に浮かんだのは、可能かはわかりませんが、実態調査なんか議員を使ってもいいのではないかと。事業者さん訪問してね。実態を掌握して共有してやるのも1つの方法ではないのかなと。可能かどうか含めてお答えいただけたら。

○広域連合長（佐々木康男） 議員の協力を得られる権限を持つてるとするのは僕もわかりませんので、現場の実態を把握していくことは必要だと思います。構成市の一組長として各事業所なんかは行ってるんですけど、事業所間による格差があると思います。個人的にはですね、介護現場だけじゃなくあわら市の問題として、定住しなくて外に出て行ってしまうという、その原因の1つが魅力的な職場がないんだ、安い給料の事業所しかないんだということが言われてまして、地元で根差してる事業所さんの働き甲斐だとか魅力ということを構成市としても発信する中で移住や定住を利用して、そういうことも必要じゃないかと考えています。いづれにしても、外国人労働者が、インドネシアの方らしいですが、現場に行っていると。そういう実態も含めて、インドネシアの従業員が機能しているかとか、生活に問題がないかとか勉強する必要があると思います。

○議長（吉田太一） お諮りします。時間延長したいと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○14番（永井純一） 連合長のお話は共有できるかなと思います。簡単に外国人労働と言いますが、誰かが教えなあかんので、現場では教えることすら人手もないし、大変ですので、いろんな知恵とかを使いながら、例えば仕事に対しての情熱というか、看護師とか医師も不足しております。人のためになる職業ですし、絶対的な部分もありますので、それも含めて、介護保険のみなさんも、うちの坂井市の職員も頑張ってます。優秀な人が多くて、ある意味、実際の行動とかで限界を感じてる部分もありますので、人材不足に関しては市民の力っていうのもね、大事ですので、サポーター制度もやりますけど、介護施設の中でもお手伝いできるようなことがあれば、従事者の負担軽減とかも図れるのではないかと思いますし、AIの技術とか、介護スーツとか出てきてますけど適正に使われているのかということも含めて、使えるものは全部使うという思いでやってかないと、体制や形は作ってるけど実際にやる人がいないという、広域連合のメリットも活かしながら、議員も使っていただいてもいいし、市の人材も使いながら、いろんな方法を考えながらお願いしたいなと思います。最後に所見だけ伺って終わりにしたいと思います。

○広域連合長（佐々木康男） 貴重なご意見いただきまして、そういったことも含めてこれから改善に努めてまいります。

○議長（吉田太一） 以上で一般質問を終結いたします。

◇議案第1号から議案第8号の質疑、討論、採決◇

○議長（吉田太一） 日程第5、議案第1号、「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第1号、「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり承認されました。

○議長（吉田太一） 日程第6、議案第2号、「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり承認されました。

○議長（吉田太一） 日程第7、議案第3号、「平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第3号、「平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太一） 日程第8、議案第4号、「平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第4号、「平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太一） 日程第9、議案第5号、「平成31年度坂井地区広域連合一般会計予算」を議題といたします

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第5号、「平成31年度坂井地区広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太一） 日程第10、議案第6号、「平成31年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第6号、「平成31年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太一） 日程第11、議案第7号、「平成31年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第7号、「平成31年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太一） 日程第12、議案第8号、「坂井地区広域連合行政手続条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第8号、「坂井地区広域連合行政手続条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（吉田太一） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて、会議を閉じます。

○議長（吉田太一） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際これを許可します。広域連合長、佐々木康男君。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○広域連合長（佐々木康男） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。特に、平成31年度の当初予算をはじめ、提出いたしました議案すべてをご承認いただき、心から感謝を申し上げます。なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。最後になりますが、暦の上で春とはいえ、まだまだ寒い日が続きますので、議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田太一） 本日はご審議、妥当なる採決をありがとうございました。まだまだ寒い日が続きます。体調管理には十分ご留意いただき議員活動に取り組んでいただきたいと思えます。

◇閉会の宣告◇

○議長（吉田太一） これをもって、第62回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

〔一同起立・礼〕

午後5時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議長 吉田 太一

議員 永井 純一

議員 川畑 孝彦